

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案	
規制の名称	栄養塩類管理制度の導入	
規制の区分	規制緩和	
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	
評価実施時期	令和3（2021）年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現在、瀬戸内海の水質は、これまでの取組が奏功し、赤潮の発生件数が低下するなど、一部の海域を除いて一定の改善が進んでいる。他方、気候変動による水温上昇等の環境変化も影響を与え、これまで削減してきた窒素や磷といった植物の栄養となる成分（栄養塩類）の不足等によるノリの色落ちが問題となっており、今後更に深刻化するおそれがある。</p> <p>こうした中、現状、以下のような課題が見られている。</p> <p>(1) 特定施設の構造等の変更を実施する場合、第8条第3項において準用する第5条第3項から第7項までの手続を行わなければならない、事前評価には通常4～5ヶ月を要するため、工場又は事業場にとって負担となることに加え、迅速な栄養塩類供給が実施できない。</p> <p>(2) 瀬戸内海の海域全体において工場又は事業場が水質汚濁防止法に定める総量規制を適用されていることで、栄養塩類が必要とされる海域であっても十分な栄養塩類の供給ができない。</p> <p>上記(1)及び(2)のそれぞれに対応するため、次のア、イの措置を講ずる。</p> <p>ア 特定施設の構造等の変更の許可にあたり、事前評価等の手続を緩和する特例を設ける。</p> <p>イ 栄養塩類管理計画に記載した工場又は事業場について、上記の水質汚濁防止法に基づく規制の適用を除外しない場合、十分な栄養塩類の供給が行われず、同計画において意図した効果が十分実現されないおそれがあることから、同計画において栄養塩類増加措置の実施場所として定められた工場又は事業場に対する水質汚濁防止法に基づく総量規制の特例を設ける。</p>	
想定される代替案	関係府県が栄養塩類管理計画を策定する制度は設けるものの、規制の特例措置を施行せずに、現行の変更許可手続、総量規制を継続する。	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
遵守費用	<p>アについて</p> <p>特例の新設により、通常4～5ヶ月を要する事前評価等の手続（1ヶ月の縦覧の期間を含む）がなくなるため、特定施設の構造等の変更について、約1～2ヶ月に短縮され、迅速化が図られることとなることから、追加の遵守費用は発生しない見込み。</p> <p>イについて</p> <p>栄養塩類増加措置の実施にあたり、追加の設備投資が必要とならない工場又は事業場を計画事業場に指定す</p>	<p>ア、イについて</p> <p>工場又は事業場にとっては、現状どおりの遵守費用が発生する。</p>

	る予定であり、追加の遵守費用は発生しない見込み。	
行政費用	ア、イについて 行政費用を定量的に見込むことは困難であるが、定期的な水質モニタリングについては、水質汚濁防止法第15条に規定する常時監視の結果を用いることもできると想定しており、モニタリングについて追加的な行政費用は生じないものと想定している。	ア、イについて 関係府県等においては、現状どおりの費用が発生する。
直接的な効果（便益）の把握	ア、イについて 栄養塩類管理制度の導入、自然海浜保全地区の指定対象の拡充により、瀬戸内海における生物多様性の保全・水産資源の持続的な利用の確保を図り、地域資源を活用した「里海づくり」を総合的に推進することができる。 瀬戸内海の漁獲量は昭和47年をピークに減少傾向にあり、現在は最盛期の約1/3にまで減少しているが、漁獲量の回復にも資するものと想定している。	ア、イについて 瀬戸内海における生物多様性の保全・水産資源の持続的な利用の確保に必要な栄養塩類の供給が十分に図られず効果（便益）は小さい。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	栄養塩類増加措置により周辺海域への悪影響が生じることを心配する声もあるが、栄養塩類管理計画策定時における事前評価の他に、計画策定後も定期的な水質モニタリングも行うこととしており、周辺環境への影響が生じないように実施されるものと想定している。	従前通りの規制のため、副次的な影響及び波及的な影響はない。
費用と効果（便益）の関係	効果（便益）を金銭価値化することは難しいが、瀬戸内海における生物多様性の保全・水産資源の持続的な利用の確保が効果（便益）であるため、明らかに効果（便益）が費用より大きいと考えられ、当該規制（緩和）を導入することが妥当である。	
その他の関連事項	当該規制緩和案については、中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会における検討、パブリックコメントを経て、最終的に令和3年1月26日に中央環境審議会より「瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性」として意見具申された内容に基づいて、当該規制緩和案を立案したものである。	
事後評価の実施時期等	当該規制緩和については、施行から5年を経過した後に事後評価を実施する。	
備考		